

社会福祉法人 夢
グループホーム どんぐりころころ1 運営規程

グループホームどんぐりころころ

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要支援2以上であって認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境と地域住民の交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームどんぐりころころ1
- 二 所在地 高崎市綿貫町1343番地

(設備に関する基準)

第5条 事業所は2階建ての1階を共同生活住居として使用する。

- 一 1階 どんぐりころころ1

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (どんぐりころころ1、どんぐりころころ2兼務、及び介護従業者を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

二 計画作成担当者 1名 (介護従業者と兼務)

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

三 介護従業者 10名以上 (どんぐりころころ1、どんぐりころころ2兼務)

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

二 日常生活上の世話

三 日常生活の中での機能訓練

四 相談、援助

五 地域社会との交流

(介護計画の作成)

第9条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し該当計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の記載に準ずる。
- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとする。

一 家賃	1日1,700円
二 食材料費	1日1,200円

三 光熱水費 月額17,000円

四 空室占有料 一日5,000円

五 その他、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用。

- 3 月の中途における入居または退居については利用月の家賃・食材料費・水光熱費についても利用日数分で請求する。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行引き落としまたは銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条

- 1 利用者は指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
 - 二 利用者は努めて健康に留意すること。
 - 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 四 浴室を利用する際には、職員の見守りのもとに行い、危険行為等を禁止する。
 - 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
 - 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
 - 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
 - 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
 - 九 自傷他害の恐れがないこと。
 - 十 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(非常災害対策)

第12条

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ホームはこの計画に基づき、毎年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 5 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

(秘密保持)

第13条

- 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすようなことがないよう、必要な措置を講じる。

(身体拘束)

第14条

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

第15条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等 必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する対策)

第16条

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる
とおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2)虐待防止のための指針を整備します。
- (3)従業者に向けた虐待を防止するための定期的な研修を実施し、必要な対応等の周知
徹底に努めます。
- (4)虐待防止に関する責任者 社会福祉法人 夢 施設長 岡野 孝朗
- (5)サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）
による虐待を受けたと思われるご利用者（入所者）を発見した場合は、速やかにこれを市町
村等に通報します。

(損害賠償)

第17条

- 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害
賠償を行う。
- 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第18条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(協力医療機関等)

第19条

- 1 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、「医療法人社団 日高会 日高病院」とする。
- 2 協力歯科医療機関は、「医療法人 謝歯会 はが歯科医院」とする。
- 3 協力福祉施設は、「特別養護老人ホームふるさと」とする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 2 継続研修 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第21条

事業者は、おおむね2ヶ月に一度運営推進会議を行う事とする。参加者は利用者代表、家族代表、地域住民代表（民生委員）、高崎市職員、高崎市在宅介護支援センター職員、グループホーム職員を選出し、その任期は一年間とする。詳細は「グループホームどんぐりころころ運営推進会議規則」に定めた内容で行う。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

この規程は、平成24年08月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規程は、令和07年04月01日から施行する。

社会福祉法人 夢
グループホーム どんぐりころころ2 運営規程

グループホームどんぐりころころ

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要支援2以上であって認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境と地域住民の交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームどんぐりころころ1
- 二 所在地 高崎市綿貫町1343番地

(設備に関する基準)

第5条 事業所は2階建ての1階を共同生活住居として使用する。

- 一 1階 どんぐりころころ1

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、9名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (どんぐりころころ1、どんぐりころころ2兼務、及び介護従業者を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

二 計画作成担当者 1名 (介護従業者と兼務)

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

三 介護従業者 10名以上 (どんぐりころころ1、どんぐりころころ2兼務)

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

二 日常生活上の世話

三 日常生活の中での機能訓練

四 相談、援助

五 地域社会との交流

(介護計画の作成)

第9条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し該当計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の記載に準ずる。
- 2 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとする。

一 家賃	1日1,700円
二 食材料費	1日1,200円

三 光熱水費 月額17,000円

四 空室占有料 一日5,000円

五 その他、指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜の提供のうち、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用。

- 3 月の中途における入居または退居については利用月の家賃・食材料費・水光熱費についても利用日数分で請求する。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行引き落としまたは銀行口座振り込みによって指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第11条

- 1 利用者は指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - 一 入居に際しては、主治の医師の診断書を提出すること。
 - 二 利用者は努めて健康に留意すること。
 - 三 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
 - 四 浴室を利用する際には、職員の見守りのもとに行い、危険行為等を禁止する。
 - 五 食事その他家事等には、可能な限り協力すること。
 - 六 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
 - 七 けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
 - 八 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
 - 九 自傷他害の恐れがないこと。
 - 十 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(非常災害対策)

第12条

- 1 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、ホームはこの計画に基づき、毎年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- 5 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。

(秘密保持)

第13条

- 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。
- 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすようなことがないよう、必要な措置を講じる。

(身体拘束)

第14条

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

第15条

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等 必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する対策)

第16条

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる
とおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2)虐待防止のための指針を整備します。
- (3)従業者に向けた虐待を防止するための定期的な研修を実施し、必要な対応等の周知
徹底に努めます。
- (4)虐待防止に関する責任者 社会福祉法人 夢 施設長 岡野 孝朗
- (5)サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）
による虐待を受けたと思われるご利用者（入所者）を発見した場合は、速やかにこれを市町
村等に通報します。

(損害賠償)

第17条

- 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害
賠償を行う。
- 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第18条

- 1 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(協力医療機関等)

第19条

- 1 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、「医療法人社団 日高会 日高病院」とする。
- 2 協力歯科医療機関は、「医療法人 謝歯会 はが歯科医院」とする。
- 3 協力福祉施設は、「特別養護老人ホームふるさと」とする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 2 継続研修 隨時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。
- 4 妥当適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(運営推進会議)

第21条

事業者は、おおむね2ヶ月に一度運営推進会議を行う事とする。参加者は利用者代表、家族代表、地域住民代表（民生委員）、高崎市職員、高崎市在宅介護支援センター職員、グループホーム職員を選出し、その任期は一年間とする。詳細は「グループホームどんぐりころころ運営推進会議規則」に定めた内容で行う。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月30日から施行する。

この規程は、平成24年08月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規程は、令和07年04月01日から施行する。